

栃木県立文書館管理規則第6条に規定する利用制限に関する解釈運用について

平成29年4月1日適用 館長決定

栃木県立文書館管理規則（以下「規則」という。）第6条に規定する文書の利用制限に関する解釈運用について、必要な事項を定める。なお、この解釈運用は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

1 基本的考え方

- (1) 保有文書の閲覧、展示その他の利用（以下「利用」という。）に当たり、当該保有文書に記録されている情報が規則第6条第1項の利用制限事由に該当するかどうかの判断は、利用決定を行う時点における状況等を勘案して行う。
- (2) 公文書に係る利用制限事由の解釈運用においては、県としての一貫性を確保するため、栃木県情報公開条例及び栃木県個人情報保護条例の趣旨を尊重し、両条例の解釈運用を適切に反映させていくこととする。
- (3) 個人、法人等の権利利益や県などの事務事業の適正執行を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い変動するものであるが、単に時の経過のみで判断するものであってはならない。
- (4) 個々の案件に係る具体的な判断は、情報の内容及び種類、社会状況、利用に供することにより生じる影響等を総合的に判断し、行うものとする。

2 規則第6条第1項第1号について

規則第6条第1項本文は、館長は、各号の事項について利用を制限することができる旨を規定するが、「法令等の規定により、利用について制限がある文書」の解釈運用に当たっては、館長の裁量の余地はなく、各関係法令等の規定に従うものとする。

3 規則第6条第1項第3号について

「利用に供することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる文書」の解釈運用に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 本号に該当するかどうかを検討する個人情報とは、栃木県情報公開条例第7条第2号で定める個人に関する情報、すなわち、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とする。

よって、栃木県立文書館管理運営要綱第4条で定める予備審査は、上記の個人情報が当該文書に有るか無いかについて行う。

- (2) 栃木県立文書館管理運営要綱第10条で定める本審査に当たっては、まず、(1)の個人情報について、栃木県情報公開条例の解釈運用に照らし、同条例第7条第2号イ、ロ及びハの該当性の審査を行うことで、同条例により非開示となる個人情報は非開示とし、開示となる個人情報は開示とすることを本審査の前提とする。この場合の開示理由は、栃木県情報公開条例においても開示できる情報であり、「利用に供することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる文書」に該当しない旨とする。

(参考) 栃木県情報公開条例第7号第2号イ、ロおよびハ

- イ 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

次に、栃木県情報公開条例により非開示となる個人情報について、文書の作成等から一定の期間が経過している場合には、前記1の基本的考え方を踏まえ、別表で定めるところにより、権利利益の侵害性について個別具体的に検討審査を行うものとする。

なお、審査結果の理由は、栃木県立文書館管理運営要綱第10条第6項の規定に基づき、できる限り分かりやすく整理し、審査の明確性を確保するとともに、適切な事例の積み重ねを図るものとする。

4 規則第6条第1項第4号について

「利用に供することにより、法人その他の団体に不利益を与えるおそれがあると認められる文書」の解釈運用に当たっては、栃木県情報公開条例第7条第3号の解釈運用を類推適用するものとする。

なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、その性質上、利用制限の判断は、法人等に関する情報と同様の基準で行うことが適切と考えられる。

5 規則第6条第1項第5号について

「利用に供することにより、県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる文書」の解釈運用に当たっては、栃木県情報公開条例第7条第5号の解釈運用を類推適用するものとする。

(別表)

利用を制限する文書に記録されている個人情報の性質の区分	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある個人情報の種類の例(参考)	第三者意見
個人情報であるが当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがないとあきらかに認められるもの	30年		本人承諾又は本人死亡
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録	本人承諾又は本人死亡
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染病の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)	本人承諾又は本人死亡
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 (140年)	イ 刑法等の犯罪歴(禁固以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態	本人承諾又は本人死亡

(備考)

- 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。公文書の場合、本期間の起算日は、当該情報が記録されている文書の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。
- 「該当する可能性のある個人情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。
- 「刑法等の犯罪歴(禁固以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。
- この表は、あくまでも一定年数を経過した個人情報について、個人の権利利益を害するおそれが消失した可能性の目安であって、該当する個人情報について、その内容及び種類、社会状況、利用に供することにより生じる影響等を総合的に、個別具体的に行わなければならない。

また、文書館が、権利利益を害するおそれがないと判断した場合であっても、公にす

ることにより権利利益の回復が困難であることから、さらに、本人の承諾又は本人死亡等を条件としたものである。

6 「本人の承諾」とは、第三者への意見の付与により、本人又は後見人等により、承諾を得た場合とする。連絡ができない場合には、承諾を得られないものとみなす。

また、第3欄及び第4欄における本人には、遺族を含むものとする。

7 「本人死亡等」とは、実際に本人の死亡した場合及び本人の死亡が推定できる場合とする。死亡が推定できる場合とは、文書作成時から110年経過している場合とする。文書作成時の年齢が推定できる場合には、その時から110歳を経過したと推定できる場合とする。

ただし、第4欄では遺族の権利利益を配慮し、文書作成時から140年経過した場合又は文書作成時の年齢が推定できる場合には、その時から140歳を経過したと推定できる場合とする。